

原子力発電所建設反対運動

—私たちのは主張する—

島中謙吾
原発反対若狭湾共闘会議

リスト

若狭湾地方の現状

若狭湾は、福井県越前岬（越前町）より京都府丹後半島経ヶ岬間で直線距離では約100キロメートル、水域面積五、〇〇平方キロメートルである。

湾内の隣接する主な市町は、福井県側は武生市（六万二、〇一九人）、敦賀市（五万六、四五五人）、美浜町、三方町、上中町（三万二、五四四人）、小浜市（三万四、〇三二人）、大飯町（六、〇八〇人）、高浜町（一万〇、七七三人）、舞鶴市（九万六、六四一人）、宮津市（三万一、三一八人）等が沿岸ぞいに密集している。

海岸線は、代表的なリアス式海岸として知られ美しい自然の景観は、多くの人にから親しまれている（リアス式は、地殻断層により形成される。若狭湾には、柳ヶ瀬断層、山田断層、郷村断層がある。科学者会議京都支部調査資料より）。

現在は国定公園に指定され、日本三大名勝として知られる天ノ橋立も含まれ、景勝地域として国立公園昇格運動が続けられている。

原発の集中的建設計画が進められているのは、若狭湾の福井県側、嶺南地方一帯で、敦賀浦底（日本原電）より、高浜町音海地区（関電高浜）までに、直線距離にして約五〇キロメートルの区域内である。

この情勢の中で私たちは、若狭湾（福井県より京都府に至る）に集中的に建設されつつある原子力発電所に対し、県境を越え幅広く諸団体を結集し、原電反対

5 私たちは、若狭湾を死の海にしないために、核燃料の再処理施設の建設に断固として反対します。

6 観光人口の実感

近年余暇を利用してレジャー・パー

ト、休養を兼ねた季節観光は全国的なものであるが、嶺南地方海岸は公害のない自然の景観「原始観光」ときれいな海として古くから知られ、又、海のある奈良といわれるよう文化財等多數あり、年々観光客が急増し、夏季観光より四季観光に変わりつつある。

若狭湾共闘会議を組織し運動を進めていく。反対運動の基調は次の五つの柱とし、それぞれの加盟団体が統一し、又、地域で独自行動を積み重ねながら進める

と生活を守るために、原子力の平和利用（自主、民主、公開）の三原則を擁護し幅広い共闘組織で、原子力発電所反対の運動を進めます。

2 私たちは、世界に類のない原子力発電所の集中化に反対します。

3 私たちは、原子力発電所集中による複合汚染と放射性物質の堆積、若狭湾の美しい自然環境の破壊に反対します。

4 私たちは、漁民の生活権確保と稼動中の原子力発電所の安全性確保、監視機構の強化と民主化を要求します。

5 議会の誘致決議案

「最近原子力の平和利用の研究が急速に軌道に乗り特に原子力発電が画期的進歩をとげ、安全性、経済性よりしてすでに実用の域に達したことは、邦家のためまことに欣快にたえないところである。

このたび、政府および日本原子力発電株式会社においては、第二号原子力発電所を設置されることになり、その候補地として本県もあげられ諸般の検討がなされている。

約三十万キロワットと云われ大発電規模とその本県産業経済文化におよぼすはかり知れない影響ならびに近代科学の旗手として国家に貢献する栄誉等にかんがみ、本県として举県一致大いにこの施設を歓迎し万全の協力体制を整え本県への設置を期するものである。

1 私たちは、若狭湾地域住民の安全

産業基盤は、敦賀市以外は、きわめて貧弱ですべて交付団体であり低開発地域として年々過疎化現象を余儀なくされているが、自然の景観と立地条件から東の九十九里浜に次ぐ、第二の海洋性リゾートエリヤに指定され大きく生まれ変わっている。私たちはこの中京、京阪神の大工業都市を背景とした若狭湾だけは、公害のない空気の美味しい国民の大保養基地として開発を進めるべきであると考えるものである。

上記のとおり決議する。

昭和三十七年三月三日

(議事録より原文のまま)

(注) イ 東海村、動力試験炉 (JPD-R) 一二万五、〇〇〇発電、昭和三八年一〇月

ロ 日本原電東海村発電所二六万六、〇〇は、昭和四一年七月発電

福井県民の代表意思決定機関である議会のこの決議を見ると、原子力発電は、画期的な進歩で、安全性、経済性よりして実用段階にあると言明、本県の産業、経済、文化にはかり知れない云々と結んでいる。議会の中で具体的にどのような論議がなされたかは別としても、決議文を見るかぎり何を根拠にして先見したか、為政者の節操に疑念をもつものである。いきどおりさえおぼえる。県側の姿勢は、後進県脱皮、低地域開発、財源確保の美名のもとに、土地や生命と引き換えに、企業に売り渡したものと断言できる。すべて議決まではマル秘で進められた。

敦賀、美浜、高浜、大飯等全国的に共通する点は、半島の突端、交通の便がない、船便又は歩行路で峠越え、という陸の孤島或いは開発が遅れているところである。誘致交渉は県側の仲介で地元の市長、町長、地区民(地主)の中で、補償費、地域の開発を中心として、道路、港湾(原発専用)が中心で(安全性は政府PRをうのみ)、大飯町と関電とでかわされた。仮契約書(大島漁業組合の場合も)を見

リスト

るとそのことが裏書きされている。

その一例として仮協定書では「関電の事業遂行に異議なく同意し、第三者より

苦情、求償のあった場合、町の責任において解決し関電にはいささかの迷惑、損害を与えない、もし町で解決できない場合に調査を頼む」と明記されている。

ここには住民の利益を守る立場は全然見られず町政自体が企業に吸収されたような感をいだくと同時に協定でなく一方的

契約条項である(その後反対運動の高まりにより、四六年七月八日、関電、町当局は仮協定破棄、現在無協定)。たとえ

仮協定といえども具体的補償問題を含め建設工事を是認、裏付をなす重要な協定である。しかも調印には県当局が立ち合

つていてことにさらに疑問をいだくものである。

このような立地条件下で住民の永年の夢である原発を誘致することで道路と橋が地元負担なしでできる。又、立木一本から土地等についても今まで考えられないような価格で補償金がもらえる。安全性については何の危険性もない、建設工事に、又、稼動後も地元民を引き続き従業員として採用するなど、すべてが一方的とすべき良い良いくまで素朴な住民を説得して進められた。

しかし昭和四六年、敦賀原電、美浜原

電の事故等により、安全性に対する見方が大きく不安感となり、又、原電誘致と観光、民宿がはたして両立するであろうかと真剣に考えざるを得なくなつた。予想される計画でいくと将来約六〇〇万キロワット以上稼動したら生活ができる

が青年層を中心に増加している。

大飯町は、福井県の西端に位置し、昭和三〇年、旧日本郷村、佐分利村、大島村が合併、町制が施された。面積六八・一三

平方キロメートル、人口六、〇八〇人で、兼業農家が大半を占め、産業基盤はきわめて貧弱で、住民は隣接の小浜市、舞鶴市方面へ勤務する傾向が年々増加してい

る。

世界最大しかも一〇〇万キロワット以上が六基も建設設計画されている大島地区は、人口八四〇人、一八五世帯で沿岸漁

業中心の小集落である。近年磯釣、浴客等、四季を通じ観光客が増加、したがつて民宿等も急増しつつある。

大島地区は陸路がなく陸の孤島であり、本郷地区、小浜漁港等よりの船便が唯一の交通機関であり、近代福祉国家と云々される中で、末端行政の遅れを見せつける好例である。

このような立地条件下で住民の永年の夢である原発を誘致することで道路と橋が地元負担なしでできる。又、立木一本から土地等についても今まで考えられないような価格で補償金がもらえる。安全性については何の危険性もない、建設工事に、又、稼動後も地元民を引き続き従業員として採用するなど、すべてが一方的とすべき良い良いくまで素朴な住民を説得して進められた。

しかし昭和四六年、敦賀原電、美浜原

電の事故等により、安全性に対する見方が大きく不安感となり、又、原電誘致と観光、民宿がはたして両立するであろうかと真剣に考えざるを得なくなつた。予想される計画でいくと将来約六〇〇万キロワット以上稼動したら生活ができるが、あらためて原発問題を考え直す人達が青年層を中心に増加している。

大島半島には、二三五万キロワットト、臨界四九年七月

イ 福井県敦賀市浦底、日本原電、三五万七、〇〇〇キロワット、臨界五年四月

ハ 福井県敦賀市浦底、動燃新型炉、一六万五、〇〇〇キロワット、臨界五年六月

ホ 福井県美浜町丹生、関電美浜、一号機、三四万キロワット、臨界四年一月

ニ 福井県美浜町丹生、関電美浜、二号機、五〇万キロワット、臨界四年七月

ト、臨界五年七月

音海半島には、一六五万二、〇〇〇キロワット

イ 福井県高浜町田ノ浦、関電高浜、一号機、八二万六、〇〇〇キロワット、臨界四九年八月

ト、臨界五〇年七月

ロ 福井県高浜町田ノ浦、関電高浜、二号機、八二万六、〇〇〇キロワット

ト、臨界五〇年七月

イ 福井県大飯町大島、関電大飯、一号機、一一七万五、〇〇〇キロワット

ト、臨界五一年七月

ロ 福井県大飯町大島、関電大飯、二号機、一一七万五、〇〇〇キロワット、臨界五二年一月

ト、臨界五二年一月

タ、臨界五二年一月

タ、臨界五二年一月

タ、臨界五二年一月

ワット

敦賀半島には二一八万八、〇〇〇キロワット

ワット

		150万Kw	120万Kw	100万Kw	50万Kw
人口中心距離(KM)	火炉からの距離内に人口2万5千人以上の都市があつてはならない。	28.5	24.6	21.4	13.5
低人口距離(KM)	この距離以内に人口2千~3千以上の町があつてはならない。	21.3	18.5	19.5	10.1
無人地域(KM)	非居住地域	1.10	0.95	0.83	0.50

注 アメリカではその後もこの基準に大幅な変更は加えられていないが、日本では1964年に、アメリカのより何倍もゆるやかな基準を決めている。

ット、建設中（安全審査会認可を含めて）九基、総発電キロワット、六、二〇〇万キロワット（熱出力約一、八六〇）となる。しかし関電高浜は三号機、四号機、又、関電大飯は、六号機まで建設計画等があるといわれ、すでに高浜町に対しては、整地作業の申入れが町当局に対して非公式に打診されている。

同一箇所への集中的建設の利点は何か明らかであると思う。企業ベースからの政策であることは論をまたないし、反面危険性、住民の不安感は増加し、自然環境破壊も増加するものであり、生活環境を無視し地域住民に脅威を与えるを得ない。

この気違ひじみた集中基地化は日本原子力産業会議の開発計画（新全総）によるもので昭和七五年には必要電力量の五〇%を原子力発電に置きかえるため一地点の発電規模五〇〇万~六〇〇万キロワットと仮定、全国四〇地点の確保が必要であるとしている。若狭湾はこの基本構想のもとに原発先進基地（モルモット）として住民は予想される原子力公害に生活と命が大きくおびやかされつつある。美しい自然是大きく破壊され大量の熱排水で海水の温度上昇は漁民の生活をうばい気象条件にも多大の変化（豪雪）をもたらすであろう。さらに放射性物質による複合汚染と、堆積廃棄物処理施設の建設（核燃料再処理工場）も必然的に余

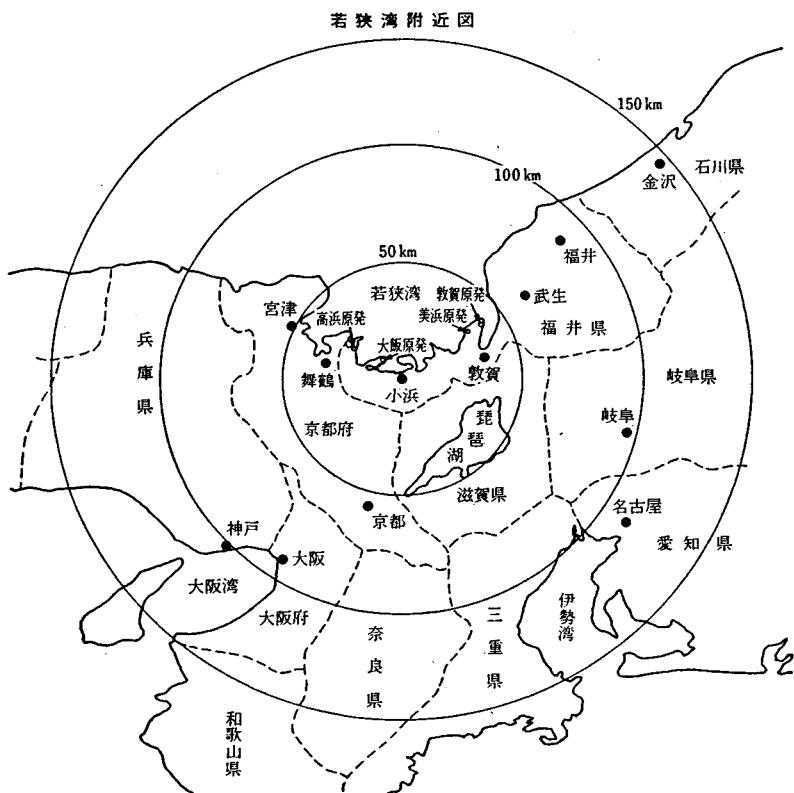
この集中化と大型化の中で、敷地基準が不明確である。アメリカ原子力委員会が一九六二年に規制した基準は表の通りであるが、この敷地基準を参考に見ると、敦賀半島建設地より、敦賀市市街中心地まで約一二キロメートル、大飯半島建設地より、小浜市まで約八・五キロメートル、高浜・音海半島より舞鶴市まで約一二キロメートルの至近距離である。このような素朴な疑問に対しても完全な解説がなされていないし、科学技術庁規制課長は「アメリカの敷地基準は絶対的なものでない」と私たちの問い合わせに答えていている。

集中化による不安の増大

企業、科学技術庁は「基準以下だから心配がいらない」としているが許容基準量（ガマン量）がガマンができない。経験の浅い原発の集中化の大型開発に対する素朴な住民の声に耳をかたむけるべき

儀なくされるであろう。生態的に人体に及ぼす影響についても納得のゆく解明の努力がされていないのが現状である。企業、科学技術庁は「基準以下だから心配がいらない」としているが許容基準量（ガマン量）がガマンができない。経験の浅い原発の集中化の大型開発に対する素朴な住民の声に耳をかたむけるべき

いるがまさに住民の不安犠牲をよそにシナニムニ開発を急ぐ姿を浮きばかりにしていると思う。



安全性に対する疑問

日本原子力産業会議、科学技術庁、電力企業は原発は安全性が確保され実用段階にある、決して放射能はもれないと断言してきた。しかし最近の幾つかの事故（放射能もれ）に対して「許容以内だ」とうそぶいている。

敦賀原電、美浜原電の事故実例は、

昭和四五年一〇月二六日付「朝日」／沸騰水型原子炉周辺「幼児の死亡率増加」米国ベ州議会特別委員会、「地元、心配と困惑」、原電敦賀発電所統計上のイタズラ、ス教授証言。

昭和四五年一月一四日付「朝日」／日本電敦賀発電所「従業員の被ばく明るみに」、「放射能もれ修理中」大事を取り事務系へ配転。

昭和四六年一月二七日付「朝日」／微量の「コバルト六〇」敦賀原電排水口から。

昭和四六年二月九日付「朝日」／浦底湾、相次ぐ放射性物質検出に不安「海底にもコバルト六〇」、県原子力環境安全管理協、地元強い不満。

昭和四六年四月二六日付「朝日」／敦賀原電発電所「ガス放出」ふえる「機器も故障」保安基準ぎりぎり。

昭和四六年五月一三日付「毎日」／「原子炉ストップ」関電美浜一号予想上まる「水もれ」。

リスト

昭和四六年五月二八日付「朝日」／発電用の軽水型原子炉「緊急冷却装置に欠陥」、米で実験、現状通り運転続ける。

敦賀原電根拠あいまい。

昭和四六年六月一四日付「福井」／原子炉欠陥問題、アメリカ「本社」は危険、科学技術庁「支店」は調査中、企業者

「現場」は安全、あまりに不誠意な回答、敦賀、美浜住民の不満高まる。

昭和四六年六月九日付「読売」／「ヨード三一」がもれる。敦賀原電新燃料取替え、報告遅いと地元が抗議。

昭和四六年六月一〇日付「中日」／「放射能公害の不安、エスカレート」、敦賀原電のヨード洩れ、操作ミスで処理、今後は即時報告と社側、両原電を通じて五度目。

敦賀、美浜住民の不満高まる。

谷組副社長時岡収次氏と前町長時岡民雄を中心、大島地区有力者によって計画され、(1)昭和四四年一月大島地区での科学技術庁「支店」は調査中、企業者会合にて説明申し合せ、(2)同年三月大飯町原電誘致推進委員会の結成、(3)四月四日関電との仮協定調印、(4)四月一〇日町議会で説明決議となつた。これら経緯を見ると大事業にもかかわらず、驚異的な短期日で決定した、他に例のない記録であると思う。説明する町当局、建設をする電力会社、調印に立ち合い行政指導を受ける大企業にもかかわらず、驚異的な結果であった。それは、エネルギー政策に対する将来的展望、安全性についても、科学技術の専門分野であり、理論や学識経験では大衆の理解をもとめるには、相当の努力と時間が必要である。したがって、原則的反対の根拠は、現体制化では、大衆の利益に反し、原発公害と軍事利用への危険を生むものであることを明らかにしつつも、住民を含めた共闘組織は、多くの問題点があつた。若狭地域においても同じく、低地域開発と絶対安全、補償金と財源確保等、メリットの宣伝で、建設への既成事実が急速に進められた。

しかし、敦賀、美浜両原電の相次ぐ事故、大飯町対関電との仮協定破棄、美浜三号機建設をめぐる漁業組合との対立等、住民の危惧していた多くの問題が、一举に表面化、現実の姿となり、原発反対の影響等、綿密な調査を始め、各地の実状紹介をする中で、前述の片務的仮協定書とともに、「大飯町住みよい町造りの会」組織化の運動によりくみ、昭和四六年六月一三日、住民組織が結成された。

県境を越え若狭湾共闘会議の結成

反対組織「大飯町住みよい町造りの会」発足

大飯町への原電誘致は、町出身者、熊谷組副社長時岡収次氏と前町長時岡民雄を中心、大島地区有力者によって計画され、(1)昭和四四年一月大島地区での科学技術庁「支店」は調査中、企業者会合にて説明申し合せ、(2)同年三月大飯町原電誘致推進委員会の結成、(3)四月四日関電との仮協定調印、(4)四月一〇日町議会で説明決議となつた。これら経緯を見ると大事業にもかかわらず、驚異的な短期日で決定した、他に例のない記録であると思う。説明する町当局、建設をする電力会社、調印に立ち合い行政指導を受ける大企業にもかかわらず、驚異的な結果であった。それは、エネルギー政策に対する将来的展望、安全性についても、科学技術の専門分野であり、理論や学識経験では大衆の理解をもとめるには、相当の努力と時間が必要である。したがって、原則的反対の根拠は、現体制化では、大衆の利益に反し、原発公害と軍事利用への危険を生むものであることを明らかにしつつも、住民を含めた共闘組織は、多くの問題点があつた。若狭地域においても同じく、低地域開発と絶対安全、補償金と財源確保等、メリットの宣伝で、建設への既成事実が急速に進められた。

しかし、敦賀、美浜両原電の相次ぐ事故、大飯町対関電との仮協定破棄、美浜三号機建設をめぐる漁業組合との対立等、住民の危惧していた多くの問題が、一举に表面化、現実の姿となり、原発反対の影響等、綿密な調査を始め、各地の実状紹介をする中で、前述の片務的仮協定書とともに、「大飯町住みよい町造りの会」組織化の運動によりくみ、昭和四六年六月一三日、住民組織が結成された。

県境を越え若狭湾共闘会議の結成

見せはじめた。若狭地域の労働団体（若

1972.7.1 (No.508)

労評)は、原電建設反対の姿勢を早くから明らかにしながらも、住民による住民運動の育成をねがい、秘かに、住みよい町造りの会と連絡を取りながら、一月三日、若狭湾に面する原発に反対する諸団体と、共闘会議の結成に成功したところである。

自治意識＝住民パワー

一部有力者(実力者)、町理事者、地主等の町民無視の誘致決定と、片務的仮協定、安全性に多くの疑問をもつ原発建設問題は、不安と怒りを大きく燃え上がらせた。時岡民雄町長は、反対運動を恐れ、仮協定の破棄(関電側も破棄)を町民に公表した。しかし住民の怒りは、リコール運動へと発展、遂に時岡町長は自ら辞任し(昭和四六年七月一六日)、説教に批判的な永谷良夫現町長が無投票当選となつたが、町政は、町議会、誘致反対住民側と完全に二分される形となつた。

このことは、全国的に特異なケースとして注目を集めているが、同時に大飯町住民が、住民自治意識に目覚め、明るい民主的町政実現、転換への意識の高揚で、原発建設について、安全性を含め、今後の開発にも大きな反省と、警鐘を乱打したといつても過言ではない。私たち

は、民主政治の基盤である住民自治を支援し、権力や利益誘導、買収等、卑劣な手段で抑える行動に強く反対をするものである。

私たちは主張する

私たちは、電力や原子力エネルギーの必要性を全面的に否定するものではない。「原子力基本法」にうたわれている「自主・民主・公開」の三原則を厳しく

守り、地域住民の安全と利益を、あくまで遵守しながら開発されるならば、そのことまで反対するものではないが、事実は前述の通りで、許すことはできない。

科学技術庁が企業の調査報告申請を受け、安全審査会に諮問、安全性の確認、

政府の建設認可となるが、政府の権限は、安全性が中心であり、それ以外は企業(電力会社)と地元(自治体)との交渉に由来しているが、将来のエネルギー源は、原子力であり、絶対必要としながら、行政指導の面については、なんら積極的な措置を講じず、ひたすら開発を急いでいるのが、現状であると思う。

私は強くのぞみたい。将来のエネルギー源が原子力に置きかわるのであるならば、政府の責任において、積極的に取り組み、関係住民の不安解消に努力すべきである。原子力は高度な科学技術の問題であり、専門分野に属する。したがって、一片の説明や報告では、理解でき

るものではない。又、聞くところによれば、科学者間においても、安全性についても論争があると言われている。だから第一に公聴会を開き、問題点を明らかにするべきであると思う。第二は、今の開発の進め方に疑問を持つものである。少なくとも原子炉建設については、建設工事より安全監視体制を確立し、住民の理解を得てより、実質工事に着手すべきであるが、現実はまったくの逆の形で進められている。日本の政治すべてがそで遵守しながら開発されるならば、そのことまで反対するものではないが、事実は前述の通りで、許すことはできない。

一方県側は、知事を団長として、去進められている。日本は政治すべてがそれを協力を得てより、実質工事に着手すべきであるが、少なくとも他の施設と異なる、事故(放射能公害)が出てからでは遅いのである。第三には、大型化(スケールアップ)と集中基地化に断固反対するも

のである。第三には、大型化(スケールアップ)と集中基地化に断固反対するものである。福井県欧米原発審査団員若林氏は、「安全性が確保されたから、大型化が開発される」と報告された。私たちの動きは、誘致に疑問、安全性に不安をいだいている住民組織(原発反対若狭湾共闘会議、大飯町住みよい町造りの会)を代表に、なんら説明されることなく、一方的に進められているところに、問題のは理解できない。万一事故が起これば、

大型の場合事故がより大きくなることは当然である。さらに安全性が完全に立証されていない段階で、集中化は不安を増大させ、若狭の美しい自然を破壊するものである。第四には、原発建設集中化は、必然的に廃棄物、使用済燃料の再処理施設の建設が考えられるのが常識である。

私たちは、若狭湾をいつまでも美しく守るために、廢棄物、使用済燃料の再処理施設の建設を絶対に許してはならないと思ふ。私たちも、運動の基調を原則として、若狭湾に原発が存在する限り、共闘

会議を持続的に発展させ、全国の原発所

在地の諸団体との連携をはかり、反公害・反戦・平和の運動として位置づけ、若狭湾を平和の海に、又、全国に第二、第三の若狭湾(原発集中化)を許さないためにも、責任の重大さを痛感するものである。

今、現地大飯町では、紛争解決に知事の斡旋(平穏に建設を進める)が進められ、誘致派、反対派も運動を中止している。一方県側は、知事を団長として、去る四月二二日より二〇日間、欧米の原発視察を終え、安全性等について、一方的意識的に報告がなされている。これら連の動きは、誘致に疑問、安全性に不安をいだいている住民組織(原発反対若狭湾共闘会議、大飯町住みよい町造りの会)を代表に、なんら説明されることなく、一方的に進められているところに、問題の本質があると思う。

私たちは、原発開発に対する国の姿勢を「形式的民主主義のルール」と称し、住民から遊離している議会一辺倒、住民不在の実態を問題として提起したところであるが、今後も、この運動をさらに拡げることの努力を続けるものであり、各方面よりのご協力ご指導を訴え、原発反対若狭湾共闘と、現地の状況を、不十分なまとめではあるが、報告とする。

(はだけなか・けんこ)